

J S A F 外洋本部 通信委員会 御中

海岸局加入証明書発行申請

私（加入申請人）は、登録規定に基づき J S A F 所属海岸局（国際 V H F ）へ加入致したく、必要料金（発行手数料、加入・登録料、利用料）を添えて、加入証明書の発行を申請致します。

なお開局後は、速やかに同局免許状（と非登録艇は船検）のコピーを送付することを約束致します。

加入申請人 住所 〒 _____
 (注1)(免許人)

フリガナ
 氏名 _____ 印 _____ Tel. _____

申請代理人 住所 〒 _____

フリガナ
 氏名 _____ 印 _____ Tel. _____

フリガナ(注3)		主たる停泊港	
艇(注2)名		セーLNO.	
フリガナ 船舶所有者			
住所 TEL(緊急連絡先)	〒	TEL .	
フリガナ(注4) 船舶運行者			
住所 TEL(緊急連絡先)	〒		
運用周波数	中短波/短波(SSB)	国際VHF	マリンVHF(加入海岸局名 注6)
無線機器メカ 及び型式		施工者及び 開局代行者	
免許の別	新設免許	変更	再免許 免許継承(注5)
主利用海岸局	小樽 三崎/三宅 知多 宮津 淡輪 広島 博多 鹿児島 薩摩硫黄島 宜野湾		
提出先監理局	北海道・東北・関東・信越・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州・沖縄		

(注1) 加入は、登録艇（会員登録or会友登録）、非登録艇が可能。加入申請人（免許人）は、船舶局免許を受ける個人・法人。

(注2) 艇名、主たる停泊港、船舶所有者・運行者の氏名・住所TELは、船検証書通り記載の事。

(注3) 艇名のフリガナは、和名・英名とも読みをカタカナで表記すること。

(注4) 船舶運行者とは、船舶所有者から用船または運行を委任された者で、免許申請時に運行確認書等が必要となる。フリガナは、カタカナで表記すること。

(注5) 所有権移転等による船舶局の継承の場合は、新たに参加が必要。。

(注6) マリンVHFで加入する場合は予め別途マリンVHF海岸局への加入が必要。

加入証明書； 加入申請人住所 or 申請代理人住所 or 下記住所
 送付先 〒 _____